

令和3年度 滋賀県建築組合 インボイス制度学習会のご案内

いんぼいす

・「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」ってなに？

課税事業者が納付する消費税は「売上の消費税」から「仕入や経費の消費税」を差し引いて計算します（仕入税額控除）。そして仕入税額控除をおこなうためには、「記帳」と「請求書の保存」が必要です。

2019年10月より消費税率が10%に引き上げられ軽減税率8%が導入されたことから、請求書には税率ごとの税込金額の記載が必要になりました（区分請求書等保存方式）。

そして2023年10月からは適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されます。税率ごとに区分経理した帳簿、さらに請求書には適格請求書発行事業者であることを表す「登録番号」や「税率ごとの消費税額」の記載が求められます。

・今後、必要になるお手続きは？

2021年10月1日より「適格請求書発行事業者登録番号」の登録申請が始まります。

課税事業者であれば自動的に付与されるのではなく、自らが税務署に登録申請する必要があります。また免税事業者も登録申請をすれば課税事業者になります。なお登録が行われた場合には、登録取消届出書を提出しない限り半永久的に適格請求書発行事業者となります。

そんな多くの???についてご説明します。制度導入前にしっかり学習しましょう♡
尚、当日は多くの受講希望者が予想されますので、お早めにお申込みください。



概要

全建総連より講師を招き学習会を開催します。

講師 全国建設労働組合総連合（全建総連）
西 雅史 税金対策部長

日時

- ① 2021年8月30日(月) 14:00～16:00 (守山会場)
- ② 2021年8月31日(火) 14:00～16:00 (近江八幡会場)

申込方法

裏面の参加申込書に必要事項をご記入の上、滋賀県建築組合ご加入支部までお申込みください。

定員

各会場 100名(先着順)

参加費

無料 交通費は各自ご負担ください。

締切

8月5日(木)締切 ※定員に達した場合は先着順とします。

主催

滋賀県建築組合 税金対策部

「滋賀県建築組合 インボイス制度学習会」申込書

組合・支部	滋賀県建築組合 [] 支部
氏 名	フリガナ 漢字 []
生年月日	昭和・平成 年 月 日
住 所	〒
連絡先	TEL : FAX :

参加希望日に○をつけてください

【日 時】	2021年8月30日(月) 14:00～16:00
【会場名】	守山市民ホール 小ホール(守山市三宅町125)
【持 物】	申込書・筆記用具
【日 時】	2021年8月31日(火) 14:00～16:00
【会場名】	G-NETしが 男女共同参画センター(近江八幡市鷹飼町80-4)
【持 物】	申込書・筆記用具

[ご注意] 会場の駐車場に限りがありますので、なるべく公共交通機関でお越しください。

※ 本紙（申込書）は学習会当日に必ず会場までご持参ください。

△ 新型コロナウイルス感染症対策にご協力をお願いいたします。

- ① 施設内・会場内ではマスク着用の徹底をお願いします。
- ② 発熱（概ね37.5℃以上）や、体調の優れない方のご参加はご遠慮願います。
- ③ 参加者名簿作成のため「本紙（申込書）」のご提出をお願いいたします。

※ 新型コロナウイルスの感染拡大状況により、やむなく学習会を中止とさせていただきます場合があります。予めご了承ください。